

宮津市公報

平成25年3月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

条 例

- 1 宮津市議会基本条例の一部を改正する条例 1
2 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例 1
3 宮津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 1
4 宮津市実費弁償条例の一部を改正する条例 3

規 則

- 1 宮津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則 3

告 示

- 8 宮津市議会定例会の招集 4
9 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 4
10 住民票の消除 4
11 地縁による団体の認可 4

公 告

- 4 消防訓練におけるサイレンの吹鳴 5
5 宮津農業振興地域整備計画の変更の縦覧 5

議 会

《規 則》

- 1 宮津市議会会議規則の一部を改正する規則 6

教 育 委 員 会

《告 示》

- 2 宮津市教育委員会定例会の招集 8
3 宮津市教育委員会臨時会の招集 8

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 1 宮津市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧 8
2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 8

農 業 委 員 会

《告 示》

- 2 宮津市農業委員会総会の招集 9

条 例

宮津市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第1号

宮津市議会基本条例の一部を改正する条例

宮津市議会基本条例（平成23年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における」を削る。

第8条第3号中「委員会」を「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）」に改める。

第21条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

* * *

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第2号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め、同条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

* * *

宮津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第3号

宮津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。
題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条の見出しを「（交付額及び交付の方法）」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費は、

半期（4月から同年9月まで、又は10月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ。）の最初の月（以下「交付月」という。）に、当該半期に属する月数分を「政務活動費は、年度分を一括して4月末日までに」に改め、同項ただし書中「半期」を「年度」に改め、同条第4項中「政務調査費を」を「当該年度末までの月数分の政務活動費を、当該結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに」に改め、同条第6項を削る。

第4条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「半期」を「年度」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「経理責任者」を「経理責任者であった者」に、「第1項」を「前項」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第5条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用に期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 調査研究費 | 会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費 |
| 研修費 | 会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費 |
| 広報費 | 会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費 |
| 広聴費 | 会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 |
| 要請・陳情活動費 | 会派が要請及び陳情の活動を行うために必要な経費 |
| 会議費 | 会派が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 |
| 資料作成費 | 会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 |
| 資料購入費 | 会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 |
| 人件費 | 会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費 |
| 事務所費 | 会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 |

附 則

- この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- この条例による改正後の宮津市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の

日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の宮津市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

* * *

宮津市実費弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第4号

宮津市実費弁償条例の一部を改正する条例

宮津市実費弁償条例（平成3年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第100条第1項、第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第100条第1項後段及び第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第5号中「第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

附則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

規 則

宮津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第1号

宮津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条第1項中「政務調査費交付会派届」を「政務活動費交付会派届」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費交付会派異動届」を「政務活動費交付会派変更届」に改め、同条第4項中「代表者」の次に「であった者」を加え、「政務調査費交付会派解散届」を「政務活動費交付会派解散届」に改める。

第3条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「政務調査費交付申請書」を「政務活動費交付申請書」に改め、同条第2項中「政務調査費変更交付申請書」を「政務活動費変更交付申請書」に改める。

第4条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「政務調査費交付決定通知書」を「政務活動費交付決定通知書」に改める。

第5条中「政務調査費の交付日の14日前までに」を「前条の政務活動費交付決定通知書を受理したときは、遅滞なく」に、「政務調査費交付請求書を提出するものとする」を「政務活動費交付請求書を提出しなければならない」に改める。

第6条を削る。

第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「（当該年度途中で提出があった場合は、条例第7条第1項に規定する提出期限の日）」を削り、同条を第6条とする。

第8条中「政務調査費交付会派届」を「政務活動費交付会派届」に改め、同条を第7条とする。

別表を削る。

附則

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の宮津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの規則による改正前の宮津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第8号

平成25年第1回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月19日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成25年2月26日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年7月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 里波見自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 筒川 晃 次
- 3 変更年月日 平成25年2月11日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成25年2月26日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第10号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条の規定により、下記の者の住民票を削除したので、同令第12条第4項の規定により告示する。

平成25年3月1日

宮津市長 井上正嗣

記

< 以下掲示済 >

* * *

宮津市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年3月1日

宮津市長 井上正嗣

認可を行った地縁による団体

- 1 名 称 小田金山区
- 2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 各種団体との連絡調整
- (5) 文化的資料の保管
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

3 区 域

宮津市字小田小字靴屋、小字清水、小字平野山、小字赤田、小字栃本、小字福野、小字金山、小字前田、小字南、小字力石、小字沖ノ田、小字芦谷、小字山王垣及び小字蛭子の区域

4 主たる事務所の所在地 宮津市字小田792番地

5 代表者の氏名及び住所

氏 名 平 野 治
住 所 <省略>

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 平成25年3月1日

公 告

宮津市公告第4号

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。

平成25年2月22日

宮津市長 井上正嗣

| 場 所 | 吹鳴日時 | 出場車両 |
|----------|----------------------|------|
| 宮津市字由良地内 | 平成25年3月3日 午前11時15分ごろ | 4台 |

* * *

宮津市公告第5号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、宮津農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

平成25年2月27日

宮津市長 井上正嗣

1 縦覧期間

平成25年2月27日以後、常時据え置くこととします。

2 縦覧場所

宮津市産業振興室（別館3階）

3 意見書の要旨及び処理結果

| 意見の要旨 | 意見の数 | 処理結果 |
|-------|------|------|
| なし | なし | なし |

議 会

《規 則》

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月28日

宮津市議会議長 小 田 彰 彦

宮津市議会規則第1号

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則

宮津市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条 - 第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条 - 第19条）
- 第3節 議事日程（第20条 - 第24条）
- 第4節 選挙（第25条 - 第33条）
- 第5節 議事（第34条 - 第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条 - 第66条）
- 第8節 表決（第67条 - 第77条）
- 第9節 公聴会及び参考人（第78条 - 第84条）
- 第10節 会議録（第85条 - 第89条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第90条 - 第94条）
- 第2節 審査（第95条 - 第111条）
- 第3節 秘密会（第112条・第113条）
- 第4節 発言（第114条 - 第125条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）
- 第6節 表決（第128条 - 第138条）

第3章 請願（第139条 - 第145条）

第4章 辞職及び資格の決定（第146条 - 第150条）

第5章 規律（第151条 - 第159条）

第6章 懲罰（第160条 - 第165条）

第7章 議員の派遣（第166条）

第8章 補則（第167条）

附則

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第37条第1項中「第134条」を「第141条」に改める。

第8章中第160条を第167条とする。

第7章中第159条を第166条とする。

第6章中第158条を第165条とし、第154条から第157条までを7条ずつ繰り下げる。

第153条第2項中「第106条（秘密の保持）第2項」を「第113条（秘密の保持）第2項」に改め、

第6章中同条を第160条とする。

第5章中第152条を第159条とし、第144条から第151条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第143条を第150条とし、第139条から第142条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第138条を第145条とし、第132条から第137条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第131条を第138条とし、第121条から第130条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第120条を第127条とし、第119条を第126条とする。

第2章第4節中第118条を第125条とし、第107条から第117条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第106条を第113条とし、第105条を第112条とする。

第2章第2節中第104条を第111条とし、第99条から第103条までを7条ずつ繰り下げる。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、第2章第2節中同条を第105条とし、第88条から第97条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第87条を第94条とし、第83条から第86条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第82条を第89条とし、第78条から第81条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条、第82条及び前条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第2号

平成25年第2回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月13日

宮津市教育委員会

委員長 生駒 正子

- 1 日 時 平成25年2月21日(木)午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第3号

平成25年第3回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年2月26日

宮津市教育委員会

委員長 生駒 正子

- 1 日 時 平成25年3月6日(水)午後5時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第1号

平成25年1月1日現在により調製した宮津市農業委員会委員選挙人名簿を、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月18日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口 善一

- 1 縦覧の期間 平成25年2月23日から3月8日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月27日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口 善一

- 1 縦覧の期間 平成25年3月3日から3月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第2号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成25年2月4日

宮津市農業委員会

会長 小嶋保徳

1 日時 平成25年2月12日(火)午前9時30分

2 場所 宮津市役所 第5会議室